

第2回国民健康保険システム標準化検討会
議事概要

【日時】令和8年6月25日（木） 15:00～17:00

【場所】オンライン開催（Zoom）により実施

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

堀内 洋佑 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主事

伊藤 拓真 仙台市健康福祉局保険年金課 保険係長

亀山 剛 宇都宮市保健福祉部保険年金課 総括（代理出席）

保積 武範 中野区区民部保険医療課 課長

河津 好計 都城市健康部保険年金課 課長

平野 崇 株式会社RKKCS 第2システム本部 次長（欠席）

渡邊 毅 株式会社TKC 福祉情報システム開発センター センター長

小林 大士 株式会社電算 開発本部 ソリューション2部

石田 淳一 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー
エリア・アカウントビジネス事業部 エリアビジネス部 次長

江崎 徳光 行政システム九州株式会社 国保標準化移行推進部 課長

岩田 孝一 日本電気株式会社 社会公共インテグレーション統括部
シニアエキスパート

原島 優太 日本電子計算株式会社 公共事業部開発統括部
新WizLIFE開発第2担当 担当課長代理

矢島 雄生 富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部
住民情報サービス事業部 マネージャー

（オブザーバー）

三木 裕太郎 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム
（欠席）

統括官付参事官付参事官補佐

津田 直彦 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム
統括官付参事官付参事官補佐

池端 桃子 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム
地方業務標準化エキスパート

門田 大悟	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 統括官付参事官付主査
稲垣 嘉一	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
加藤 秀和	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
唐木 啓介	厚生労働省保険局国民健康保険課長
中村 祐貴	厚生労働省保険局国民健康保険課 課長補佐
舘野 靖史	厚生労働省保険局国民健康保険課 課長補佐
伊藤 麻祐	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係長
山田 正翔	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
菊地 貴文	厚生労働省保険局国民健康保険課
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長（欠席）

【次第】

1. 開会
2. 座長挨拶
3. 第2回検討会事前説明
4. 第2回検討会
5. 質疑応答
6. 閉会

【配布資料】

- ・ 会議次第
- ・ 出席者名簿_第2回検討会
- ・ 【資料 No. 1】 第2回検討会の進め方_国民健康保険
- ・ 資料 No. 2】 第2回検討会
- ・ 【資料 No. 2 別紙 1】 検討・課題事項一覧_国保
- ・ 【資料 No2 別紙 2】 経過措置対象機能の標準仕様書対応について
- ・ 【資料 No. 3】 標準仕様書【第 1.7 版】（案）
- ・ 構成員意見一覧（令和8年度第1回合同 WT）
- ・ 【国保_令和8年度標準仕様書改訂第2回検討会】 方針等確認結果報告書

【質疑概要】

<資料 No.2 P.19 (1) 事業月報及び事業年報 F 表の作成機能除外対応について>

合同ワーキングチームの際に削除する機能についてお話をいただき、このやり方があることは思いつかなかった。実装不可機能を追加しそこには F 表がつき、新たに必須機能で C 表だけというものを、この資料を見た際に改めて感心した。(ベンダー構成員)

→気になるのが期限感の部分であり、一旦令和 10 年 3 月 31 日をお尻にしているのは、この間成立した法改正の中でも出産の体系や給付周りの制度改正がある中で、まだ特段示されていないものの、事業月報及び事業年報の様式が変わるのではないかと想定している。いずれにしてもその事業月報及び事業年報に関わる機能に手が入るのであれば、その際に今回該当削除機能として規定した機能を削除するのが方策としては効率的だろうと、令和 10 年 3 月 31 日という期限を仮で置いている。逆に言えば、新しい制度改正に対する対応を行いつつ事業月報及び事業年報もやっていくなかで、その期限感としてついでにやるのが効率的と思う反面、後に回したいということであればもう少し長い期限を考えてもよいと事務局としても思っている。令和 8 年 8 月に公開し令和 9 年度いっぱいまでに削除という期限感について、特にベンダー構成員の皆様に意見賜れればと思う。他に発言があればそちらを優先していただくが、この点を伺わせてもらえればと思う。(事務局)

→適合基準日を見たときに特定移行支援等の期限と合わせている。この時期に完成する時、開発途中であればその工数も省けるし良い期限感だと思われる。新たに何かを作るとある程度抵抗があるのかと思うが、機能を省くといった意味で検証等は必要だが十分対応できる期限でもある。その特定移行支援の団体もターゲットとして同時にということであれば、この期間感は問題ないと思っている。(ベンダー構成員)

→機能の除外について、自治体の構成員の皆様には分かりづらいところがあるかもしれない。もう使わなくなった機能がシステムの中に残っていると、とんでもない時にそれがいたずらをすることがあり、必要がなくなったものはきちんと外し消していくことが必要。その辺りが案外忙しさに紛れ、残ってしまっていることがあるためきちんとやってくださいと明示していくのは、あまりシステムの仕様書等のページの中では見ない部分だからこそきちんとやっていこうという一つの姿勢として大変良いことだと思っている。(座長)

<資料 No.2 P.25 6. 今年度スケジュールについて>

経過措置対象機能に関する対応について、事務局にて整理し仕様案を作成した上でワーキング等を開催する。関係省庁との調整もあるため 10 月半ばのワーキングで詳細を説明

いただくが、この部分はかなり作業があり大変だと思うがしっかりとお願いしたい。(座長)

先日国のパブリックコメントに、厚生年金保険法の施行規則と健康保険法施行規則の一部を改正する省令案が5月末に出た。その中で年収106万円の壁を突破するという事で、月収8.8万円未満の人は社会保険に入れなかったのが、この10月からは入れるようになるという改正があると思う。それに関し、社会保険側の改正のため特に国民健康保険に直接影響が出ないと考えているが、懸念しているのはこれが始まったことにより10月に資格喪失者が出るのか。また、この手続きが一斉に始まるため何か通常の資格喪失の手続きとは違ったことをやらなければいけないのか。社会保険の方はパンフレットや通知が出ているが、国民健康保険の方にはそういった情報がないように見受けられる。特に何もしなくてもいいのであれば、資格喪失届を待っているだけでよいが、もし何か特別な手続きがあるのか分かれば教えていただきたい。(ベンダー構成員)

→まず中央会として特段今の内容については、特別な対応という認識はしていない。これまでの経過を辿ると、今回の社会保険の適用拡大は平成20年度以降からずっと続いてきている動き。健保適用の事業所規模の縮小、就業時間の短い人あるいは月収要件なのかと思うが、過去の社会保険適用拡大という動きの中で、当時の段階においても、特別な対応は行ってこなかった認識。結局のところ、国保の場合は喪失の届け出をしてもらわないと当該者が国保を喪失することは気づけない。待ちの対応という形になってしまうと思うが、過去の例に倣えば基本的には特別対応はないと思っている。こちらとして認識している部分は以上だが、厚労省より補足があればいただきたい。(事務局)

→本件に関して厚労省から市町村に通知を出す等検討していない状況。(厚生労働省国民健康保険課)

→自治体構成員もその辺りはあまり心配していないということによいか。事前に質問が多く来る等何か変化があれば、大事な要因のため事務局に耳打ちいただきたい。(座長)

→特に心配しなくてもよい旨理解した。(ベンダー構成員)

→細かくパブリックコメントの内容等ご覧になり、色々考えていただいていることがよく分かった。(座長)

以上